

佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条</p> <p>職員の勤務時間、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間及び育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限については、別に定める。</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第4条 知事は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である<u>第2条</u>の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第5条 職員の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（地方公務員</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、<u>休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。</u></p> <p><u>2</u> 職員の週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間及び育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限については、別に定める。</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第4条 知事は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である<u>第2条第2項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第5条 職員の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（地方公務員</p>

改正前	改正後
<p>の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。<u>次号において「育児短時間勤務職員等」という。</u>）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次号において「再任用短時間勤務職員」という。）</u>及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）<u>にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第10条第1項第1号の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（配偶者出産時育児休暇）</p> <p>第10条の2の2 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、次の各号に掲げる子（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の2第1項に規定する子をいう。第11条第6号を除き、以下同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、5日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。</p>	<p>の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第10条第1項第1号の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（配偶者出産時育児休暇）</p> <p>第10条の2の2 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にあるときにおいて、次の各号に掲げる子（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の2第1項に規定する子をいう。第11条第6号を除き、以下同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、5日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。</p>

改正前	改正後
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条の2の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）については、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規程による改正後の佐賀県東部工業用水道職員就業規程の規定を適用する。